

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

株式会社NTTドコモ

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第 34 条第 6 項に基づく報告書)

事業年度 自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

総務大臣 殿

2022 年 6 月 30 日提出

会 社 名 株式会社NTTドコモ

代表者の役職氏名 代表取締役社長 井伊 基之 ㊞

本店の所在の場所 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

電 話 番 号 (03) 5156-1111

連 絡 者 経営企画部 料金企画室 大橋 一登

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

名 称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としている。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成している。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年総務省令第 24 号。以下「接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしている（以下「財務会計」という。）。

接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）においては、現在、財務会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、営業費用については、作成が義務付けられている移動電気通信役務損益明細表を基に、財務会計の勘定科目（営業費、施設保全費、減価償却費等）に分けて整理を行い、固定資産については、第二種指定電気通信設備接続会計規則を基に、設備区分ごとに役務の種類に分けて整理を行っている。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当なし。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成している。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 個別注記表
- (4) 役務別固定資産帰属明細表
- (5) 移動電気通信役務収支表

5 計算結果証明報告の紹介

接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領している。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当なし。

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記については、次のとおり接続会計財務諸表のうち役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表の監査報告書を会計監査人から受領している。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 31 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法に基づき作成しており、監査報告書を会計監査人から受領している。

また、第三部 接続会計財務諸表における貸借対照表については、有形固定資産に取得価額及び減価償却累計額を記載しており、個別注記表については、貸借対照表に関する注記の有形固定資産の減価償却累計額及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載していない。

独立監査人の監査報告書

2022年6月16日

株式会社NTTドコモ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 宏高

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中根 正文

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号、以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、株式会社NTTドコモの第31期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の接続会計財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、個別注記表、役務別固定資産帰属明細表及びその注記並びに移動電気通信役務収支表及びその注記のうち、役務別固定資産帰属明細表及びその注記（以下「固定資産帰属明細表」という。）並びに移動電気通信役務収支表及びその注記（以下「収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の固定資産帰属明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「固定資産帰属明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－固定資産帰属明細表及び収支表の作成の基礎

固定資産帰属明細表の注記事項1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準に記載されているとおり、固定資産帰属明細表及び収支表は、株式会社NTTドコモが第二種接続会計規則第9条の定めにより総務大臣に提出するために、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

株式会社NTTドコモは、上記の固定資産帰属明細表及び収支表のほかに、2022年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これに対して、2022年5月9日に会社法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した固定資産帰属明細表及び収支表を含む第二種接続会計規則第9条第1項の規定に基づく接続会計報告書等に含まれる情報のうち、固定資産帰属明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の固定資産帰属明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

固定資産帰属明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と固定資産帰属明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

固定資産帰属明細表及び収支表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における配賦整理書に準拠して固定資産帰属明細表及び収支表を作成することにある。また、固定資産帰属明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない固定資産帰属明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

固定資産帰属明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき固定資産帰属明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

固定資産帰属明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、固定資産帰属明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から固定資産帰属明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、固定資産帰属明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 固定資産帰属明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として固定資産帰属明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において固定資産帰属明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する固定資産帰属明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、固定資産帰属明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 固定資産帰属明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

貸借対照表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2022年3月31日

(単位:百万円)

資産の部									
I	固定資産								
A	電気通信事業固定資産								
(1)	有形固定資産								
1	機械設備			設置	備	3,795,582			
	減価償却			累計	額	<u>2,627,123</u>		1,168,459	
2	中線			設置	備	1,359,263			
	減価償却			累計	額	<u>820,910</u>		538,353	
3	線路			設置	備	129,848			
	減価償却			累計	額	<u>101,903</u>		27,945	
4	土木			設置	備	30,368			
	減価償却			累計	額	<u>17,672</u>		12,695	
5	建物			設置	物	690,975			
	減価償却			累計	額	<u>446,281</u>		244,694	
6	構築物			築	物	232,345			
	減価償却			累計	額	<u>170,668</u>		61,677	
7	機械及び装置			及	置	17,870			
	減価償却			累計	額	<u>12,755</u>		5,115	
8	車両			及	両	2,030			
	減価償却			累計	額	<u>1,950</u>		79	
9	工具、器具及び備品			及	品	435,483			
	減価償却			累計	額	<u>347,947</u>		87,536	
10	土地				地			196,664	
11	リース資産			資	産	87,878			
	減価償却			累計	額	<u>12,508</u>		75,369	
12	建設仮勘定			勘	定			<u>156,877</u>	
	有形固定資産合計			資	産			<u>2,575,467</u>	
(2)	無形固定資産								
1	施設			利	用			7,457	
2	ソフトウェア			ウ	ェ			623,319	
3	特許			許	地			0	
4	借入			地	権			58,519	
5	リース			ス	資			83	
6	その他の無形固定資産			資	産			<u>53,055</u>	
	無形固定資産合計			資	産			<u>742,434</u>	
	電気通信事業固定資産合計			資	産			<u>3,317,902</u>	
B	投資その他の資産								
1	投資			有	価			364,582	
2	関係会社			会	社			753,020	
3	その他の関係会社			の	株			14,930	
4	関係会社			出	資			4,050	
5	関係会社			長	期			7,117	
6	長期			前	払			74,634	
7	長期			未	収			225,641	
8	繰延税金			税	金			99,557	
9	その他の投資及びその			及	び			128,151	
	貸倒引当金(貸方)			の	資			<u>634</u>	
	投資その他の資産合計			資	産			<u>1,671,050</u>	
	固定資産合計			資	産				4,988,952
II	流動資産								
1	現金			及	び			9,830	
2	未売			掛				553,386	
3	未貯			収	入			1,956,432	
4	貯前			蔵	品			166,193	
5	前預			渡	金			11,381	
6	前預			払	費			48,346	
7	返預			け				1,565,365	
8	返			品	資			29,535	
9	その貸倒引当金の(貸方)			の	流			39,828	
	流動資産合計			動	資			<u>51,060</u>	
	流動資産合計			資	産				<u>4,329,240</u>
									<u>9,318,193</u>

損益計算書

事業者名 株式会社NTTドコモ

2021年4月 1日から
2022年3月31日まで

(単位:百万円)

I 電気通信事業営業損益			
(1) 営業収益			
1 音声伝送収入	1,156,609		
2 データ伝送収入	1,982,114		
3 その他収入	82,682		3,221,407
(2) 営業費用			
1 営業施設全費	879,890		
2 共用通理費	337,126		
3 試験評価研究費	49,341		
4 減価償却費	66,608		
5 固定資産除却費	87,923		
6 通信設備使用料	478,640		
7 租税	41,511		
8 電気通信事業営業利益	494,132		
9	57,896		2,493,071
			<u>728,336</u>
II 附帯事業営業損益			
(1) 営業収益			1,245,338
(2) 附帯事業営業利益			<u>1,201,358</u>
			<u>43,980</u>
			772,316
III 営業外収益			
1 受取利息	292		
2 受取配当金	80,039		
3 雑収入	24,653		104,984
IV 営業外費用			
1 支払利息	669		
2 支払手数料	3,494		
3 投資有価証券運用損	3,070		
4 投資事業組合	1,092		
5 雑支出	1,628		9,956
経常利益			<u>867,344</u>
税引前当期純利益			867,344
法人税、住民税等			203,400
法人税当			<u>30,320</u>
			633,624

個別注記表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)によっています。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他については移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(7年以内)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式

基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

(3) ポイントプログラム引当金

将来の「d ポイント」等の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(4) クレジット特典引当金

将来の「d カード GOLD 年間ご利用額特典」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(5) 事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益は、顧客への商品またはサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いています。当社は商品またはサービスに対する支配が顧客に移転したことによって履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

当社においては、通信事業、スマートライフ事業及びその他の事業の3つの主要な事業において、通信サービス、端末機器販売、その他の3つのサービスを提供しています。

また、当社は、ポイントプログラムを展開しています。

① 通信サービス

i) モバイル通信サービス

通信サービスのうち、主なものはモバイル通信サービスです。当社は、契約者と直接または販売代理店経由でモバイル通信サービスに関する契約を締結しています。

当社は、日本の電気通信事業法及び政府の指針に従って料金を設定していますが、同法及び同指針では移動通信事業者の料金決定には政府の認可は不要とされています。モバイル通信サービスは、契約に基づき、契約者に対して回線を提供し、当該回線を利用した音声通話及びパケット通信の提供を行うことを履行義務として識別しています。モバイル通信サービスの収入は、主に月額基本使用料、通信料収入及び契約事務手数料により構成されています。

月額基本使用料及び通信料収入は、音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、これらの利用に応じて各月の収益として計上しています。収益として計上された金額は、月次で請求し、短期のうちに回収しています。

契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、顧客に重要な権利を提供する期間にわたって、収益として認識しています。

ii) 光通信サービス及びその他の通信サービス

当社は、日本電信電話株式会社（以下、「NTT」）の子会社である東日本電信電話株式会社（NTT東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT西日本）より、光アクセスのサービス卸を受け、光ブロードバンドサービスを提供しています。光ブロードバンドサービスについては、契約に基づき、契約者に対して光ブロードバンドサービスを提供することを履行義務として識別しています。当該履行義務については、光ブロードバンドサービスの利用に応じて履行義務が充足されると判断しています。

また、光ブロードバンドサービス契約者のうち、特定のパケット料金プラン契約者に対して、一定の割引を行うセット契約を提供していますが、これらの契約は個別にも提供しており、それぞれ独立した販売価格があります。セット契約の対価は独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの履行義務に配分され、「音声伝送収入」及び「データ伝送収入」に、収益として認識しています。

光ブロードバンドサービスの工事料及び契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、サービス毎に顧客に重要な権利を提供する期間にわたって収益として認識しています。

② 端末機器販売

当社は、提供する携帯電話サービスに対応した通信端末を端末メーカーから購入し、主にお客さまへの販売を行う販売代理店に対して販売しています。端末機器の販売については、販売代理店等へ端末機器を引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、販売代理店等への引渡し時に、端末機器販売に係る収益から代理店手数料及びお客さまに対するインセンティブの一部を控除した額を収益として認識しています。

また、販売代理店等が契約者へ端末機器を販売する際には、分割払いを選択可能としています。分割払いが選択された場合、当社は、契約者及び販売代理店等と締結した契約に基づき、契約者に代わって端末機器代金を販売代理店等に支払い、立替えた端末機器代金については、分割払いの期間にわたり、月額基本使用料及び通信料収入に合わせて契約者に請求しています。未回収の立替金については、貸借対照表において、回収期限が1年以内の場合「未収入金」に、回収期限が1年を超える場合は「長期未収入金」に計上しています。

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払いを不要とするプログラムを提供しています。この結果として権利が得られないと見込む額を返金負債として認識し、同額を収益から控除しています。当該負債は、貸借対照表において「返金負債」に含まれています。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。また、当社は、返金負債の決済時にプログラム加入者から端末機器を回収する権利を貸借対照表において「返品資産」に含めて資産計上しています。当該資産は、帳簿価額から回収のための予想コスト（返品された商品の企業にとっての価値の潜在的な下落を含む）を控除した額で測定しています。

③ その他

その他については、動画・音楽・電子書籍等の配信サービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、及び生活関連サービス、並びにケータイ補償サービス等のサービスを提供しています。

当社は、履行義務が充足される時点を、引渡し完了またはサービスが提供された時点と判断し収益を認識しています。

(総額または純額での表示)

第三者から仕入れた物品又はサービスを当社が販売又は提供する場合の収益の表示について、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得しているときには、本人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価の総額を収益として表示しています。

これに対し、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得していないときには、代理人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額を収益として表示しています。

(ポイントプログラム)

当社は、個人の顧客に対し、携帯電話及びクレジットサービス(dカード、DCMX)の利用並びに加盟店での支払い等に応じてポイントを進呈する「dポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社グループ商品の購入時の支払い及び通信料金への充当ならびに加盟店での支払いへの充当などが可能です。なお、個人の顧客は、モバイル通信サービス契約の解約後も「dポイント」を利用することが可能です。

また、法人の顧客に対し、携帯電話の利用等に応じてポイントを進呈する「ドコモビジネスポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社商品の購入時の支払いへの充当などが可能です。

顧客との契約において進呈した「ドコモポイント」、「dポイント」及び「ドコモビジネスポイント」のうち、将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の「契約負債」に計上しています。取引価格はこれらのポイントに係る履行義務とポイントの進呈対象となる商品またはサービスに係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しています。ポイントの履行義務に配分され、「契約負債」に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収益を認識しています。一方、契約における履行義務を生じさせないポイントは「引当金」として認識及び表示しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、NTTを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しています。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

無対価の株式交換の会計処理については、「企業結合等に関する注記」に記載のとおりです。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」)を、当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用による変更の概要は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の電気通信事業営業収益が97,872百万円、電気通信事業営業費用が92,626百万円、附帯事業営業収益が185,379百万円、附帯事業営業費用が186,299百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が4,325百万円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は24,320百万円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち契約における履行義務を識別するものは、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しています。また、「固定負債」に表示していた「ポイントプログラム引当金」のうち契約における履行義務を識別するものは、「流動負債」の「契約負債」に含めて表示し、それ以外を「流動負債」の「ポイントプログラム引当金」として表示しています。また、「固定資産」の「長期未収入金」及び「流動資産」の「未収入金」に含めて表示していた「スマホおかせしプログラム」関連の将来残債免除額見積り額及び返品権資産見積り額については、それぞれ、「流動負債」の「返金負債」及び「流動資産」の「返品資産」に含めて表示しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を、同基準19項の経過措置に従って、当事業年度の期首より将来にわたって適用しています。これによる影響は軽微です。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」に表示していた「クレジット特典引当金」は、過去の実績に基づき、特典の利用時期を合理的に見積ることが可能となり、その結果、特典の大部分の利用が1年内に見込まれるため、当事業年度より全額を「流動負債」に表示しています。

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため「雑収入」に含めて表示しています。

前事業年度において独立掲記していた「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため「雑支出」に含めて表示しています。

前事業年度において「雑支出」に含めていた「支払手数料」及び「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 投資有価証券及び関係会社株式

当事業年度計上額

投資有価証券 364,582 百万円

関係会社株式 753,020 百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等の評価を行う場合、事業計画等に基づく将来の業績予想等について、一定の仮定を設定しています。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定に見直しが行われた場合、翌事業年度の計算書類において、投資有価証券及び関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 退職給付引当金

当事業年度計上額 136,804 百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。退職給付債務及び年金資産の算定においては、割引率、昇給率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要となります。これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性については外部の年金数理人からの助言を得ていますが、数理計算上の仮定は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります、翌事業年度の計算書類において、退職給付引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 契約負債及び引当金(ポイントプログラム)

当事業年度計上額 124,985 百万円 (契約負債：108,229 百万円、引当金：16,755 百万円)

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、顧客との契約において、進呈したポイントのうち、将来顧客が利用すると見込まれるポイントを履行義務として「契約負債」に計上し、契約における履行義務を生じさせないものについて、「ポイントプログラム引当金」を計上しています。契約負債及び引当金の算定においては、利用率、失効率、解約率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要となります。また、契約負債及び引当金の算定は、決算日における最善の見積りに基づいて行っていますが、将来、予想しえない事象の発生や状況の変化によって、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌事業年度の計算書類において「契約負債」及び「引当金」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 返金負債

当事業年度計上額 51,643 百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払いを不要とするプログラムを提供し、権利が得られないと見込む額を「返金負債」として認識し、同額を収益から控除しています。

返金負債の見積りについては、過去の経験等に基づいて、商品の種類ごとに算出した端末取替時期や、プログラム加入者による当該プログラムの利用率等の仮定を見積り、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲で算定しています。顧客による端末返品数やその時期についての不確実性があり、将来、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌事業年度の計算書類において、「返金負債」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

貸借対照表に関する注記

1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

長期金銭債権	7,117 百万円
短期金銭債権	45,299 百万円
短期金銭債務	404,104 百万円

3. 当社は資金調達的手段として、債権流動化による未収入金の現金化を行っています。そのうち、当事業年度末において、金融商品の消滅の認識要件を満たさない未収入金の金額は 531,192 百万円であり、対応して認識した債権流動化に伴う負債（短期借入金）の金額は 530,231 百万円です。

4. 当事業年度末における顧客との契約から生じた債権は、556,182 百万円です。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高は次のとおりです。

営業取引による取引高	
営業収益	53,006 百万円
営業費用	638,013 百万円
営業取引以外の取引高	89,738 百万円

2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えるものは次のとおりです。

受取配当金	68,555 百万円
-------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、投資有価証券評価損、関係会社株式評価損、ポイントプログラム引当金、減価償却限度超過額等の否認であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は 62,106 百万円です。

(追加情報)

繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）により、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配慮し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入、債権流動化及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制とし

ています。

有価証券及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である借入金及びリース債務は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っていません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等と認められるものは、下表には含まれていません。

また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	341,657	341,657	-
(2) 関係会社株式	3,165	8,556	5,391
(3) 関係会社長期貸付金(*1)	23,192	23,192	-
(4) 売掛金	553,386		
(5) 未収入金(*2) 貸倒引当金(*3)	2,182,073 △51,582		
	2,683,877	2,683,877	-
(6) リース債務(*4) (*5)	(75,934)	(74,423)	1,510

(*1) 関係会社短期貸付金を含めています。

(*2) 長期未収入金を含めています。

(*3) 売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(*4) 負債に計上されるものについては、()で表示しています。

(*5) 1年以内のものを含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券及び(2)関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

- ① その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式及び債券	174,241	336,868	162,626
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式及び債券	38,806	4,788	△34,018

- ② その他有価証券の当事業年度の売却額は41,844百万円であり、売却益は9,422百万円です。

(3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 売掛金及び(5)未収入金

これらは3年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (注2) 当事業年度において、当社の出資先である上場株式の株式会社メドレー について3,070百万円の減損処理を実施しています。

- (注3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は758,820百万円です。(1)投資有価証券及び(2)関係会社株式には含めていません。

- (注4) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、経過措置(時価の算定に関する会計基準の適用指針第27項)を適用し、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項の注記をしておりません。当事業年度末の貸借対照表計上額は32,939百万円です。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電信電話 株式会社	直接 100%	連結納税	連結納税個別 帰属額	153,801	未払金	153,801

2. 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	NTTファイナ ンス株式会社	なし	業務委託	金銭の消費 寄託(注1)	937,803	預け金	1,563,950
				債権の譲渡 (注2)	5,037,562	未収入金 預り金	325,920 6,378
親会社の子会社	NTT株式会社	なし	—	吸収分割 (注3)	522,817	—	—

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注1) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

(注2) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

(注3) NTT株式会社との取引内容については、「企業結合等に関する注記」に記載のとおりです。

企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

1. 取引の目的等

当社は、経営方針を統一し、機能の統合と事業責任の明確化を進めることにより、モバイルからサービス・ソリューションまで事業領域の拡大につなげることを目的に、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTTCom」）及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下、「NTTコムウェア」）を当社の子会社としました。

2. NTTComの完全子会社化

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	吸収分割承継会社 (完全親会社)	完全子会社	吸収分割会社
結合当事企業	株式会社NTTドコモ	NTTCom	NTT株式会社
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業 スマートライフ事業 その他の事業 	国内電気通信事業における県間通話サービス、国際通信事業、ソリューション事業、及びそれに関する事業等	NTTグループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進など

(2) 企業結合日

2022年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

NTT株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、NTT株式会社が保有するNTTCom株式を無対価で当社に移管し、完全子会社化しています。

(4) 企業結合後の名称

名称に変更はありません。

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っています。

3. NTTコムウェアの子会社化

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
結合当事企業	株式会社NTTドコモ	NTTコムウェア
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業 スマートライフ事業 その他の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信システム・ソフトウェア 各種装置の開発・製作・運用・保守・受託

(2) 企業結合日

2022年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、NTTコムウェアを株式交換完全子会社とする無対価の株式交換により、NTTが保有するNTTコムウェア株式を当社に移管し、完全子会社化後、当社からNTTコムウェア株式の一部を、現物配当によりNTTに移管しました。一連の取引により、NTTコムウェアに対する当社の持分比率は66.6%となりました。

した。

(4) 企業結合後の名称

名称に変更はありません。

(5) 実施した会計処理の概要等

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っています。

具体的には、NTTから当社へのNTTコムウェア株式の現物出資に準じた会計処理を適用し、「企業結合に関する会計基準」41項に準じて、自社の株式を発行したものとみなして、取得したNTTコムウェア株式の取得原価は、NTTにおいて移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上しています。

また、完全子会社化後、当社からNTTへNTTコムウェア株式の一部を現物配当しました。現物配当したNTTコムウェア株式の帳簿価額の総額は6,698百万円です。

重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

1. 取引の目的等

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、新ドコモグループの競争力強化、成長と構造改革を加速する目的の機能の統合・事業責任の明確化を実施するため、グループ内再編成の実施について決議しました。主な内容は以下のとおりです。

2. 当社の法人事業の吸収分割によるNTTComへの移管

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
結合当事企業	株式会社NTTドコモ	NTTCom
事業の内容	当社が専ら法人顧客向けに提供するサービスにかかる事業(但し、携帯電話サービスその他のドコモの電気通信設備と不可分なサービス、光サービス並びに当該各サービスの端末機器販売に関する事業を除く)	

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、NTTComを吸収分割承継会社とし、吸収分割契約を締結する予定です。

(4) 企業結合後の名称

名称に変更はありません。

(5) 実施する予定の会計処理の概要等

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行う予定です。

3. NTTComのインフラネットワーク事業の吸収分割による当社への移管

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	吸収分割承継会社	吸収分割会社
結合当事企業	株式会社NTTドコモ	NTTCom
事業の内容	インフラネットワーク（伝送・線路・基盤設備等）の計画、設計、構築及び保守運用にかかる事業	

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

NTTComを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とし、吸収分割契約を締結する予定です。

(4) 企業結合後の名称

名称に変更はありません。

(5) 実施する予定の会計処理の概要等

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行う予定です。

4. 株式会社NTTぷらら（以下、「ぷらら」）の当社への吸収合併

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業	株式会社NTTドコモ	ぷらら
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業 ・スマートライフ事業 ・その他の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業 映像配信サービス インターネット接続サービス IP電話サービス 等 ・コンテンツ企画制作

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、ぷららを吸収合併消滅会社とし、吸収合併契約を締結する予定です。

(4) 企業結合後の名称

名称に変更はありません。

(5) 実施する予定の会計処理の概要等

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行う予定です。

役務別固定資産帰属明細表

事業者名 株式会社NTTドコモ

事業年度 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位 百万円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計	
	音声伝送役務			データ伝送役務			小計			
	携帯電話	その他	小計	携帯電話	その他	小計				
電気通信事業固定資産										
有形固定資産										
機械設備	取得価額	226,218	12,499	238,718	3,544,743	9,150	3,553,893	3,792,611	2,971	3,795,582
	減価償却累計額	146,796	11,848	158,645	2,463,810	3,254	2,467,065	2,625,710	1,412	2,627,123
	帳簿価額	79,421	650	80,072	1,080,932	5,895	1,086,828	1,166,900	1,558	1,168,459
空中線設備	取得価額	35,029	1,712	36,742	1,322,521	-	1,322,521	1,359,263	-	1,359,263
	減価償却累計額	19,412	1,016	20,429	800,481	-	800,481	820,910	-	820,910
	帳簿価額	15,616	696	16,312	522,040	-	522,040	538,353	-	538,353
線路設備	取得価額	2,576	2	2,578	127,269	-	127,269	129,848	-	129,848
	減価償却累計額	2,027	2	2,029	99,873	-	99,873	101,903	-	101,903
	帳簿価額	548	0	549	27,395	-	27,395	27,945	-	27,945
土木設備	取得価額	604	0	605	29,762	-	29,762	30,368	-	30,368
	減価償却累計額	351	0	352	17,320	-	17,320	17,672	-	17,672
	帳簿価額	252	0	252	12,442	-	12,442	12,695	-	12,695
建物	取得価額	48,892	945	49,838	640,012	549	640,562	690,400	462	690,863
	減価償却累計額	32,268	655	32,924	412,528	414	412,943	445,867	349	446,217
	帳簿価額	16,623	290	16,913	227,484	134	227,618	244,532	113	244,645
構築物	取得価額	17,105	284	17,390	214,727	178	214,905	232,295	45	232,341
	減価償却累計額	12,565	208	12,773	157,727	130	157,858	170,631	33	170,665
	帳簿価額	4,540	75	4,616	57,000	47	57,047	61,663	12	61,676
機械及び装置	取得価額	3,062	193	3,256	12,576	14	12,591	15,847	67	15,914
	減価償却累計額	2,329	147	2,476	9,566	10	9,577	12,054	51	12,105
	帳簿価額	732	46	779	3,010	3	3,013	3,793	16	3,809
車両	取得価額	110	112	112	1,916	1	1,917	2,030	0	2,030
	減価償却累計額	106	1	108	1,840	1	1,842	1,950	0	1,950
	帳簿価額	4	0	4	75	0	75	79	0	79
工具、器具及び備品	取得価額	152,393	3,855	156,248	268,993	1,801	270,795	427,044	486	427,531
	減価償却累計額	121,637	3,077	124,714	214,704	1,438	216,143	340,857	388	341,246
	帳簿価額	30,756	778	31,534	54,288	363	54,652	86,186	98	86,284
土地	取得価額	11,396	405	11,801	184,544	243	184,787	196,589	74	196,664
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	11,396	405	11,801	184,544	243	184,787	196,589	74	196,664
リース資産	取得価額	1,028	84,249	85,278	2,598	0	2,599	87,877	0	87,878
	減価償却累計額	361	11,233	11,595	912	0	912	12,508	0	12,508
	帳簿価額	667	73,015	73,683	1,686	0	1,686	75,369	0	75,369
建設仮勘定	取得価額	15,358	10,856	26,214	127,645	1,847	129,492	155,707	510	156,218
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	15,358	10,856	26,214	127,645	1,847	129,492	155,707	510	156,218
有形固定資産合計	取得価額	513,777	115,008	628,785	6,477,314	13,786	6,491,100	7,119,886	4,618	7,124,505
	減価償却累計額	337,857	28,192	366,049	4,178,766	5,250	4,184,017	4,550,067	2,235	4,552,303
	帳簿価額	175,920	86,815	262,735	2,298,547	8,535	2,307,083	2,569,818	2,382	2,572,201
無形固定資産合計	帳簿価額	159,694	768	160,462	566,893	381	567,275	727,737	658	728,395
電気通信事業固定資産合計		335,614	87,583	423,198	2,865,441	8,917	2,874,358	3,297,556	3,041	3,300,597

注記事項

- 役務別固定資産帰属明細表の作成基準
本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年 総務省令第30号)第12条により、改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づいて役務別固定資産帰属明細表を作成しています。
本役務別固定資産帰属明細表は、総務大臣に提出するために作成しています。
- 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準
電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する移動電気通信役務固定資産配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第7条において準用する電気通信事業会計規則第11条に基づく別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しています。
- 附帯事業固定資産
上記固定資産額には附帯事業に係る17,305百万円は含んでいません。

移動電気通信役務収支表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2021年4月 1日から
2022年3月31日まで

(単位 百万円)

役 務 の 種 類		営 業 収 益	営 業 費 用											営 業 利 益	摘 要
				営 業 費	施 設 保 全 費	共 通 費	管 理 費	試 験 研 究 費	減 価 償 却 費	固 定 資 産 除 却 費	通 信 設 備 使 用 料	租 税 公 課			
移動電気通信役務	音声伝送役務														
	携 帯 電 話	1,138,702	760,692	393,147	42,731	17,648	19,779	33,290	96,867	21,705	122,855	12,665	378,010		
	そ の 他	4,300	8,673	211	991	63	274	159	5,979	3	916	73	△ 4,372		
	小 計	1,143,002	769,365	393,359	43,723	17,711	20,054	33,449	102,846	21,708	123,772	12,739	373,637		
	データ伝送役務														
	携 帯 電 話	1,691,020	1,370,543	422,798	291,993	30,355	35,243	53,699	373,634	19,360	102,158	41,299	320,476		
そ の 他	12,136	4,912	954	1,364	50	128	361	1,222	388	239	202	7,223			
小 計	1,703,156	1,375,456	423,752	293,357	30,406	35,371	54,060	374,857	19,749	102,398	41,502	327,700			
小 計	2,846,159	2,144,821	817,112	337,081	48,117	55,425	87,510	477,703	41,458	226,170	54,241	701,337			
移 動 電 気 通 信 役 務 以 外 の 役 務		375,247	348,249	62,778	44	1,223	11,182	412	936	53	267,961	3,654	26,998		
合 計		3,221,407	2,493,071	879,890	337,126	49,341	66,608	87,923	478,640	41,511	494,132	57,896	728,336		

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、本移動電気通信役務収支表は、総務大臣に提出するために作成しています。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における移動電気通信役務損益配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において準用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しています。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、役務別固定資産帰属明細表を作成する際に準拠した固定資産の配賦基準及び手順並びに移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成している。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

(事業法に基づく公表情報)

http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/fact_sheet/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当なし。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

特に重要な費用の配賦基準については、接続会計規則別表第二に記載されている配賦基準に基づき、以下に適用の状況を記載する。

(1) 営業費

営業・販売	電気通信収入額比又は事業別販売数比
料金	電気通信収入額比

(2) 施設保全費

NW保守運営	ネットワーク資産額比
端末保守	事業別故障受付件数比
NW構築	ネットワーク資産額比

(3) 共通費

情報システム	ネットワーク資産額比又は電気通信収入額比
調達・物流	事業別発注回数比又は事業別入出庫回数比
共通	営業費・施設保全費比率

(4) 管理費

営業費・施設保全費・共通費（除情報システム）比率

(5) 試験研究費

電気通信収入額比又はネットワーク資産額比

(6) 減価償却費

固定資産の配賦基準により細分別に算定

(7) 固定資産除却費

除却損	固定資産の配賦基準により細分別に算定
撤去費用	除却損支出額比

(8) 通信設備使用料

無線基地局回線容量比又は営業収入額比

(9) 租税公課

固定資産税	固定資産正味価額比
事業所税等	原価部門毎に対応した配賦方法

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、加入者が直接アクセス可能な有力な手段である移動端末設備と相対的に多数接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、この伝送路設備及びこれを用いて提供する移動体通信役務の提供のために設置する電気通信設備について総務大臣が指定するものであって、総務省令（電気通信事業法施行規則（昭和60年4月1日郵政省令第25号））で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（令和元年9月27日総務省告示第181号））で指定された次の電気通信設備。

●交換設備

- ・第二種指定端末系交換設備
- ・第二種指定中継系交換設備

●伝送路設備

- ・第二種指定端末系無線基地局
- ・第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換局との間に設置される伝送路設備
- ・第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換局との間に設置される伝送路設備
- ・第二種指定中継系交換設備相互間に設置される伝送路設備

●信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

●携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

●他の電気通信事業者の電気通信設備と第二種指定中継系交換設備との間に設置される伝送路設備

第二種指定端末系交換設備

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの。

第二種指定中継系交換設備

第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの。

第二種指定端末系無線基地局

特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備。

第二種指定端末系交換局

第二種指定端末系交換設備が設置されている建物。

特定移動端末設備

携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備。

携帯無線通信

電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信。